

2021 年度
研究費等不正防止計画 目標シート

2021 年 10 月 6 日

独立行政法人国立病院機構 呉医療センター

1. 研究機関内の責任の明確化

目標

研究費の管理業務に関する責任体制を明確にし、適正な運営を図ることを目指す。

計画

年度	計画	対策内容
2021 年度	①. 各責任者の責任と権限を明確にして責任意識を向上させる。	責任者の責任と権限を明確にしてホームページに公表する
	②. 最高管理責任者は策定の審議や実施状況の報告を幹部会議・管理診療会議などで行い院内での情報の共有を行う。	・コンプライアンス推進責任者は定期的に統括管理責任者に書面にて報告する。 ・統括管理責任者は最高管理責任者に報告する。 最高管理責任者は幹部会議・管理診療会議にて報告と伴に、研究者等に注意喚起を行うように指示を行う。 ・コンプライアンス推進責任者は統括管理責任者に実施状況を報告する書面のフォーマットを作成する。
	③. 不正防止に向けた啓発活動を定期的に実施すること	・最高管理責任者は定期的に管理診療会議などで啓発活動を行い、研究者等の意識向上と浸透を図る。 ・コンプライアンス推進責任者は医局会などで啓発活動を行い、研究者等の意識向上と浸透を図る。 ・コンプライアンス推進責任者は経理事務担当者とともに年 1 回（7 月～8 月）の公的研究費等の取り扱いについての研修会を開催し、研究者等の参加を義務付ける。 ・統括管理責任者は研修会の理解度調査により問題がある研究者等に研修を検討する。

	④. 関係規定などをホームページに公開する	各責任者の責任と権限を明確にしたのち、責任者と関係規定をホームページに公開する
--	-----------------------	---

2. 適正な運営及び管理の基礎となる環境の整備

目標

研究費に関する使用ルールを盛り込んだマニュアルをもとに適正運用の徹底を図る。 使用ルールの周知を行い、不正根絶に向けた啓発活動を実施する

計画

年度	内容	対策内容
2021 年度	①. 研究者等に対し研究費の使用ルールの周知徹底を図りコンプライアンス意識の向上を促す。	・コンプライアンス推進責任者は経理事務担当者とともに研修会を開催する。 研究者等の参加を義務付ける。
	②. 公的研究費などの運営・管理に関わる全ての職員を対象としたコンプライアンス教育を行い、誓約書の提出を求める。	・年 1 回（7 月～8 月）に公的研究費等の取り扱いについての研修会を行う。 ・研究者等は参加を義務付け、受講後は理解度調査のアンケートと誓約書の提出を求める。
	③. 研究費の使用ルールについて研究者などに疑問が生じた場合は相談窓口で対応を行い誤った運用を事前に防ぐ。	相談窓口の設置を行い、院内外への周知を行う。

3. 不正使用を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定及び実施

目標

不正使用防止計画推進室の設置を行い、不正防止計画の企画、検証、分析を行い改善策の検討を行う。不正発生原因の不正防止計画への反映状況や不正防止計画の適切な実施について自己点検を行う。
--

計画

年度	内容	対策内容
2021 年度	①. 不正使用防止計画推進室の室員を制定し業務を行う。	・最高管理責任者により不正使用防止計画推進室の室員の任命を行う。
	②. 不正使用等に関する通報及び情報提供を受け付けるための窓口を設置する。	・通報窓口を設置し、院内外へ公開する。 ・通報があった場合は、最高管理責任者は別に定める要領に基づき必要な調査を行う。
	③. 不正使用の事実が認められた場合は必要な措置を講じる。	・最高管理責任者は不正使用の報告があった場合は国立病院機構の定める規定などにより必要な措置を講じる。 ・不正使用に関与した取引業者などの対応は会計規定などにより必要な措置を講じる。
	④. 不正防止計画の適切な実施について自己点検を行う。	不正使用防止計画推進室は自己点検を年1回（3月）に行う。

4. 研究費の適切な運営及び管理活動

目標

コンプライアンス推進責任者は研究計画に基づき定期的に予算執行状況の確認を行い、必要に応じて改善を求める。研究者等、経理事務担当者は使用ルールに基づき、発注から納品検収を行う。

計画

年度	内容	対策内容
2021 年度	①. 予算執行状況の確認を行い、必要に応じて改善を求める。	コンプライアンス推進責任者は定期的に執行状況の確認を行い、執行率の悪い研究者等に対してはヒアリングなどを行う。

	②. 特定業者との密な取引がないか、必要に応じて債務確認を行うなど取引状況の確認を行う。	・コンプライアンス推進責任者は研究者等と取引業者との癒着を行わないように定期的に注意喚起を行う。 ・取引数の多い業者については、不正経理に協力しない旨の誓約書を提出させる。
	③. 使用ルールに基づき執行を行っているか確認を行う。	・検収業務 コンプライアンス推進責任者は物品の発注、検収などが正しく行われるか定期的に確認を行う。 ・非常勤職員の雇用 事務職員が勤務状況などを確認し適正に執行されているか管理を行う。 ・出張の確認 旅行業者への業務委託を検討する。

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

目標

不正使用の防止に向けた取り組み状況を公開する。

計画

年度	内容	対策内容
	①. 公的研究費などの使用ルール等に関する理解度の調査を実施し、結果に問題があると認める場合は必要な措置を講じる。	・コンプライアンス推進責任者は年 1 回（7 月～8 月）に研修会を開催後に理解度の調査を実施する。 - 理解度に問題があるがある研究者等に対し、再度、研修を検討する。 ・理解度の調査結果をコンプライアンス教育などに活用し理解度が低かった項目について周知を図る。

	②. 不正使用の防止に向けた取り組み状況を公開し、その背景を確実にかつ継続的に推進する。	研究費等不正防止計画 目標シート、自己点検表をホームページに公開する。 (5月～6月)
--	--	--

6. モニタリングの在り方

目標

公的研究費などの運営及び管理について、内部監査を年1回実施する。 目標シートの内容について点検・評価を年1回実施する。

計画

年度	内容	対策内容
2021 年度	①. 公的研究費などの運営及び管理について、内部監査を年1回実施する。	・内部監査部門は公的研究費 内部監査マニュアルに基づき内部監査を実施する。 ・不正使用防止計画推進室は目標シートの内容について点検・評価を行い、点検結果を本部総合研究センターへ送付する。 ・自己点検の結果、内部監査の結果をコンプライアンス教育などに活用する。
	②. 目標シートの内容について点検・評価を年1回実施する。	
	③. 年度ごとの目標を定めて、不正使用の防止を推進する。	コンプライアンス推進責任者は自己点検の結果、内部監査の結果をもとに不正使用防止計画推進室にて不正防止計画を見直し年度ごとの目標を定める。